

京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想

目 次

はじめに

1. 市の沿革	1
2. 重点地区における移動円滑化に関する基本的な方針	2
3. 重点地区の位置及び区域	2
4. 特定事業に関する事項	3
(1) 公共交通特定事業に関する事項	3
(2) 道路特定事業に関する事項	3
(3) 交通安全特定事業に関する事項	4
(4) その他の事業に関する事項	4
5. 特定事業実施の目標年次	4
資料編	5
1. 京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	6
2. 京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	8
3. 協議会等の実施状況	9
4. 法に基づく協議	22
5. 関連資料	24
(1) 人口等の推移	24
(2) 電車等乗降客数	25
(3) 障害者人口	27
(4) 公共公益施設の概要等	28

平成16年3月

守 口 市

はじめに

高齢者や身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が施行されました。

これにより、鉄道駅などの旅客施設のバリアフリー化と旅客施設を中心とした一定の地区において、市が作成する基本構想に基づいて、旅客施設及び周辺の道路、交差点等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する仕組みが設けられました。

本市では、平成13年度に「京阪滝井駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅舎のエレベーター設置をはじめ周辺地区的バリアフリー化を進めてきたところです。

このたび、本市最多乗降客数（約5万人／日）の京阪守口市駅周辺地区において、交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定するなかで、行政機関や交通事業者と協議・調整し、市内外の来訪者が多い施設である市民保健センターや松下記念病院、市役所、市民会館等を含む地域を重点地区に指定しました。

今後、この基本構想に基づき、京阪守口市駅のエレベーター設置や周辺道路等のバリアフリー化を進めていきます。

平成16年3月

1. 市の沿革

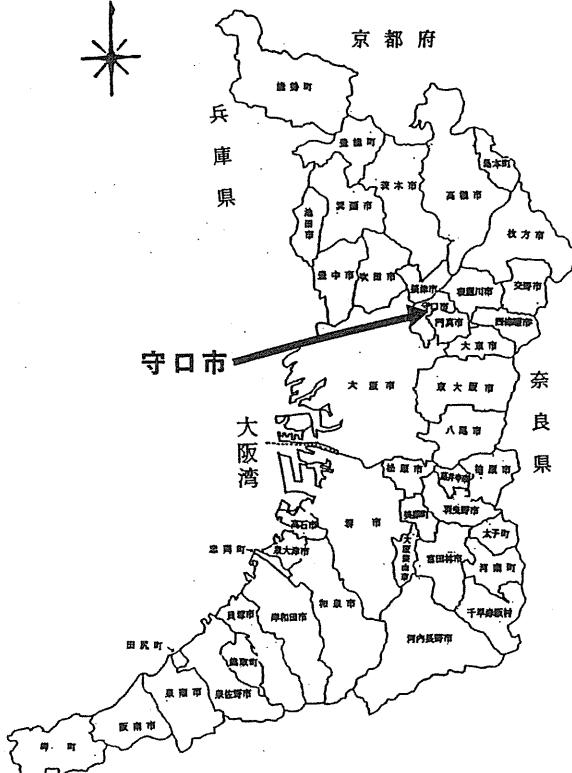
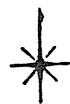
本市は、大阪平野のほぼ中央部、淀川の左岸に位置し、南及び西は大阪市、東は門真市、北は寝屋川市に隣接しており、市域のほとんどが市街化されている。

市の北及び東南の一部にあった農耕地も、近時の大都市周辺地域におけるスプロール現象とあいまって、そのほとんどが宅地化、市街化しつつあるほか、市域の南西に伸びている国道1号沿いは工場地帯を現出して いる。

本市の市域面積は12.73km²で、淀川の沖積層による平坦地であり、市内を国道1号、大阪中央環状線、阪神高速道路などの幹線道路や大阪モノレール、京阪電車が縦横断するとともに、地下鉄谷町線の起点（終点）駅があり交通の要衝となっている。

本市の人口は、昭和46年6月に188,035人を記録したのを最高に、その後、漸減傾向を示し始め、平成16年1月1日現在では、150,259人となっている。

また、世帯構成人数は、昭和35年に4.83人であったものが、昭和55年には3.04人、平成2年には2.79人と世帯の細分化が進み、平成16年1月1日現在では65,963世帯で一世帯あたりの人口は2.28人となり核家族化傾向が強まっている。



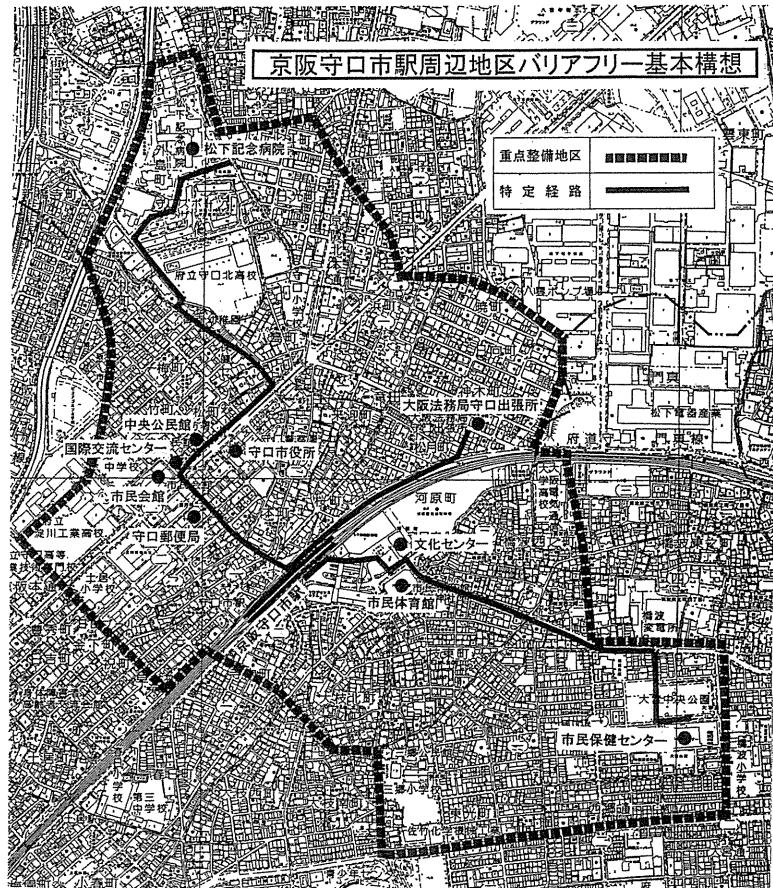
2. 重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針

重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針は、下記のとおりとする。

- (1) 市民保健センターや松下記念病院、市役所、市民会館などへの来訪者の移動円滑化の確保を図る。
- (2) 「守口市21世紀計画」や「守口市障害者計画」などとの整合を図り、計画的な整備を推進する。
- (3) 関係機関との積極的な連携により、効率的・効果的な整備の推進を図る。
- (4) 高齢者、身体障害者を始め関係者の参画により、関係者の意見を十分に反映されるように努める。
- (5) 当該地区の整備に当たっては、既存の道路を有効活用し、地区内における移動円滑化の確保に努める。

3. 重点整備地区の位置及び区域

京阪守口市駅周辺地区は、市域の中央部に位置し、京阪守口市駅を中心とした区域で、京阪本線、地下鉄谷町線、国道1号が走り、市民保健センター、松下記念病院、市役所、市民会館、郵便局、市民体育館、文化センターなど多くの主要施設が集中している。



4. 特定事業に関する事項

重点整備地区における特定事業に関する事項は下記の通りとする。

(1) 公共交通特定事業に関する事項

- ①京阪守口市駅の公用通路から上下ホームに至る経路について、移動制約者に対応した垂直方向のバリアフリー化の事業を実施する。
- ②京阪守口市駅の旅客便所について、高齢者、身体障害者等に対応したバリアフリー化の事業を実施する。
- ③京阪守口市駅を中心とした守口市域を運行する京阪バスの車両については、車両の更新に合わせてバリアフリー基準に適合した高齢者、身体障害者等の方々が利用しやすい、低床車両を導入する。
- ④守口市域を運行する京阪バスの配置車両の25%は、ノンステップ車両となるように努める。
- ⑤地下鉄谷町線守口駅では、トイレへの誘導ブロックを設置する。
- ⑥地下鉄谷町線守口駅では、トイレの点字案内板を設置する。

(2) 道路特定事業に関する事項

- ①国道1号については、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づいた整備に努める。
- ②府道（守口門真線）については、良好な歩行空間の確保に努める。
- ③市道については、高齢者、身体障害者等の円滑な移動のため、安全で快適な歩行者空間の確保に努める。
- ④市道については、原則的に歩車分離を図るとともに、横断、縦断勾配の是正及び視覚障害者用ブロックや施設誘導標識等

の設置を検討する。

- ⑤市道の不法占拠物については、重点的な撤去指導を行うとともに、道路占拠物についても可能な限り道路区域外への移設に努める。
- ⑥市道の歩行者交通量や駅と施設間のアクセス状況を総合的に勘案し、事業の優先度を検討する。

(3) 交通安全特定事業に関する事項

- ①京阪守口市駅周辺交差点において、道路標識・標示の設置等の交通安全特定事業を実施する。

(4) その他の事業に関する事項

- ①特定経路に位置する桃町緑道公園では、高齢者、身体障害者等の利用、通行等に配慮した整備に努める。

5. 特定事業実施の目標年次

平成16年度から平成22年度までとする。

資料編

1. 京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱
2. 京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿
3. 協議会等の実施状況
 - (1) 第1回基本構想策定協議会
 - (2) 第2回基本構想策定協議会(現地調査)
 - (3) 特定経路等における指摘事項
 - (4) 第3回基本構想策定協議会
4. 法に基づく協議
5. 関連資料
 - (1) 人口等の推移
 - (2) 電車等乗降客数
 - (3) 障害者人口
 - (4) 公共公益施設の概要等

1. 京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

制 定（平成15年6月30日）

（設置）

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第6条第1項の規定により、守口市が策定する重点整備地区である京阪守口市駅周辺地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に対する助言を行うため、京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、専門的な立場から調査審議し、基本構想に対する助言を行うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 身体障害者等の団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 関係公共交通機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員は、第2条の事務が終了したときに解職されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員（第3条第2項第1号の委員を除く。）が、やむを得ず会議に出席できないときは、会長の許可を得て、その職務を代理する者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(部会)

第6条 協議会に必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会議に付すべき事案を専門的に検討するとともに、会長から命を受けた事務を行う。

3 部会は、委員及び専門的検討事項に係る関係者のうちから会長が指名する者をもって組織する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、会長が指名する者をもって充てる。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、街づくり主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行する。

2. 京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

2003. 08. 01

メンバー構成	氏名	摘要（役職等）
学識経験者等	岡山 敏哉	大阪工業大学工学部助教授（都市計画）
"	原 貞夫	守口市社会福祉協議会会长
身体障害者等団体代表者	竹内 豊	守口市身体障害者福祉会会长
"	廣瀬 陳昭	守口市肢体不自由児（者）父母の会会长
"	阿佐 和幸	守口市視覚障害者福祉協会会长
高齢者団体代表者	伊達 一郎	守口市老人クラブ連合会会长
地域住民団体代表者	石倉 輝夫	公民館守口地区運営委員会委員長
"	宮本 隆次	公民館土居地区運営委員会委員長
"	葭川良太郎	公民館春日地区運営委員会委員長
"	安井 政雄	公民館三郷地区運営委員会委員長
"	西村 一夫	公民館橋波地区運営委員会委員長
"	若林 幸雄	守口市商業連盟理事長
関係公共交通機関代表者	奥野 寿也	京阪電気鉄道株式会社鉄道事業部技術課 (建築担当) 課長
"	藤山 雅三	京阪バス株式会社営業企画部次長
"	隅野 洋治	大阪市交通局建設技術本部計画部計画課長
関係行政機関関係者	佐藤 修市	大阪府守口警察署交通課長
"	坂本 幸三	大阪府枚方土木事務所建設課長
"	西浦喜代四	国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所 事業対策官
"	深井 耕作	守口市都市整備部道路公園整備課長
"	伊藤 永敏	" 都市整備部道路公園管理課長
"	加道 優	" 都市整備部交通対策課長
"	川西 信夫	" 福祉部障害福祉課長
"	時枝 邦夫	" 企画調整部付課長

3. 協議会等の実施状況

● 基本構想策定協議会実施状況

○ 第1回基本構想策定協議会(平成15年9月2日)

- ・会長、副会長の選任、重点地区及び特定経路の選定、
作業部会設置承認

○ 第2回基本構想策定協議会(平成15年10月7日)

- ・重点地区内の現地調査

○ 第3回基本構想策定協議会(平成16年1月27日)

- ・基本構想（案）に対する意見交換

● 作業部会実施状況

○ 第1回作業部会(平成15年10月21日)

- ・府道管理者（大阪府枚方土木事務所）との協議

○ 第2回作業部会(平成15年10月24日)

- ・国道管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所）
との協議

○ 第3回作業部会(平成15年10月28日)

- ・国道管理者（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所）
との協議

○ 第4回作業部会(平成15年10月29日)

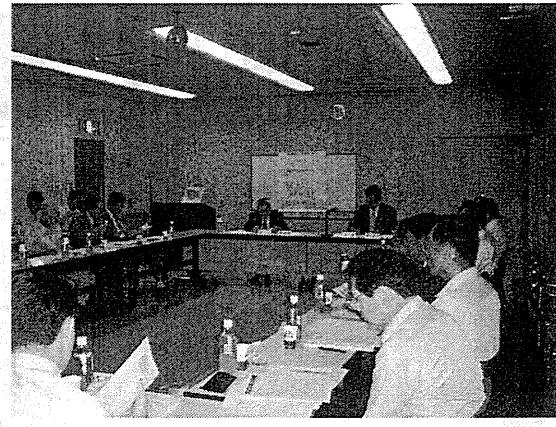
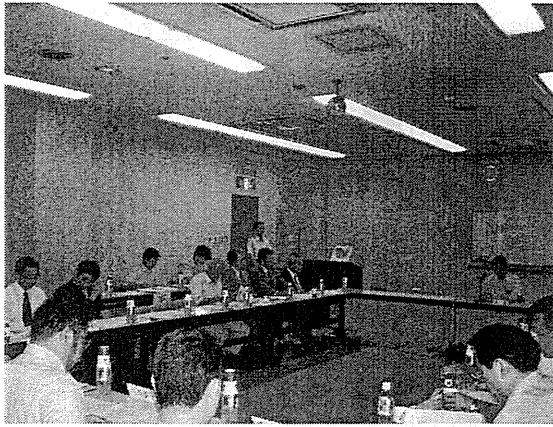
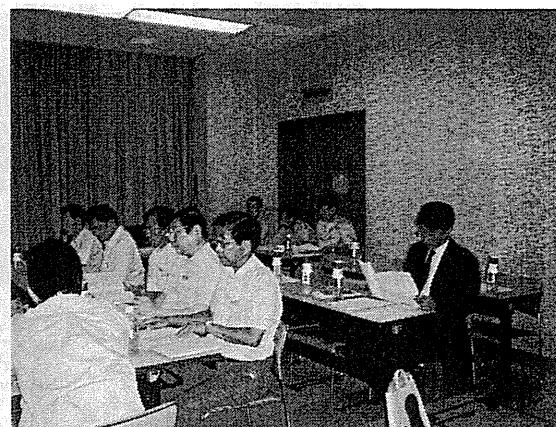
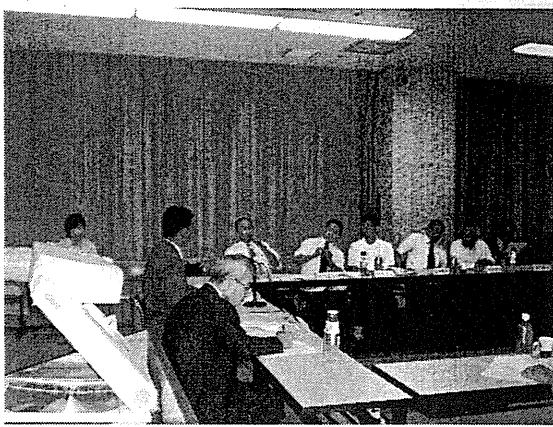
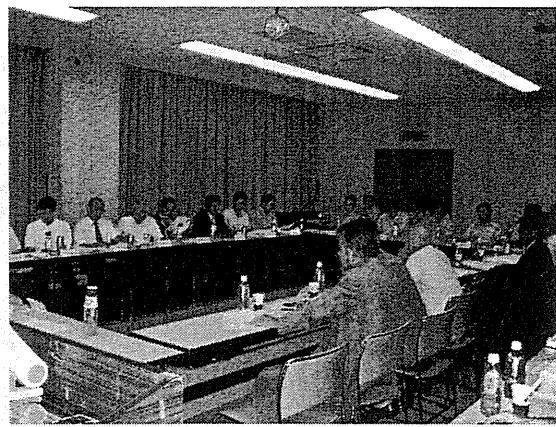
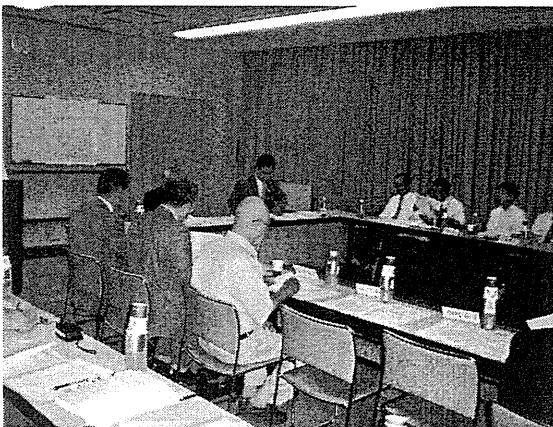
- ・京阪電気鉄道株式会社との協議

○ 第5回作業部会(平成15年10月30日)

- ・大阪市交通局との協議

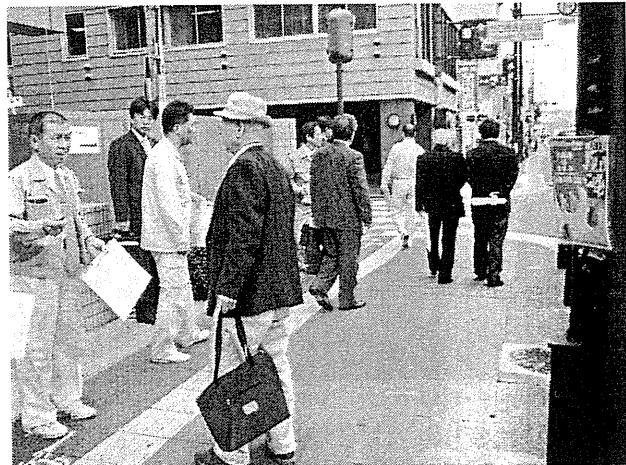
(1)第1回基本構想策定協議会(平成15年9月2日)

会 議 状 況

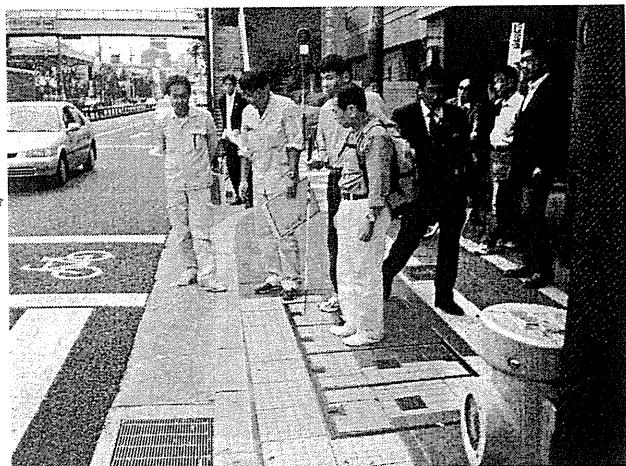


(2)第2回基本構想策定協議会(平成15年10月7日)

現況調査



・国道1号歩道部の状況



・国道1号交差点付近の状況



・守口75号線歩道部分の
状況



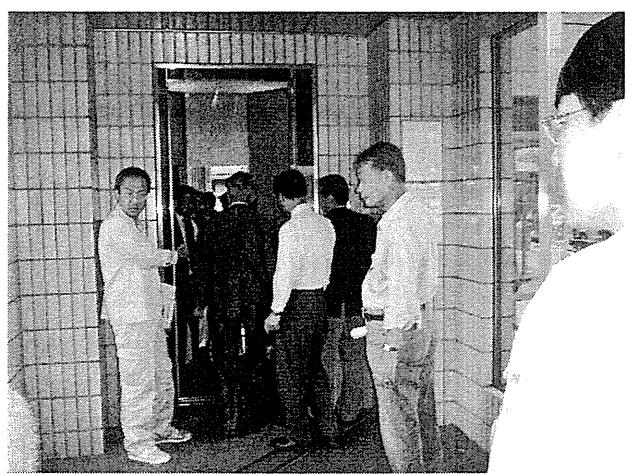
・京阪守口市駅（京都側）

1階部分の状況



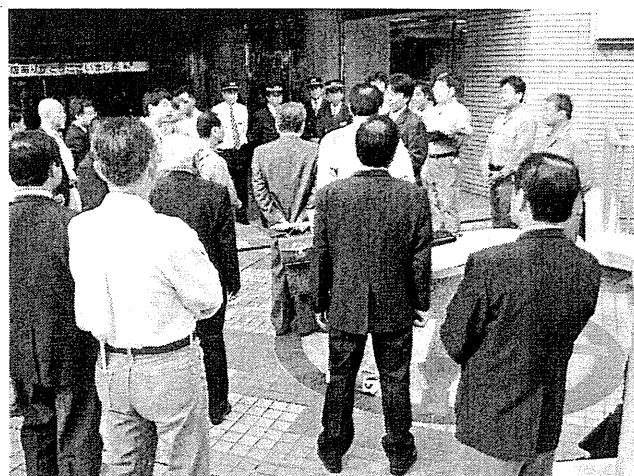
・京阪守口市駅駅前広場の

状況



・京阪守口市駅駅前広場の

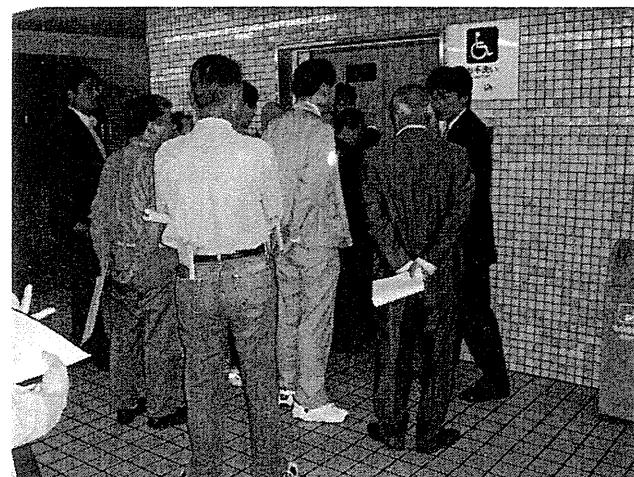
エレベーターの状況



・京阪守口市駅駅前広場の
ペデストリアンデッキで
の京阪守口市駅（京都側）
周辺の説明



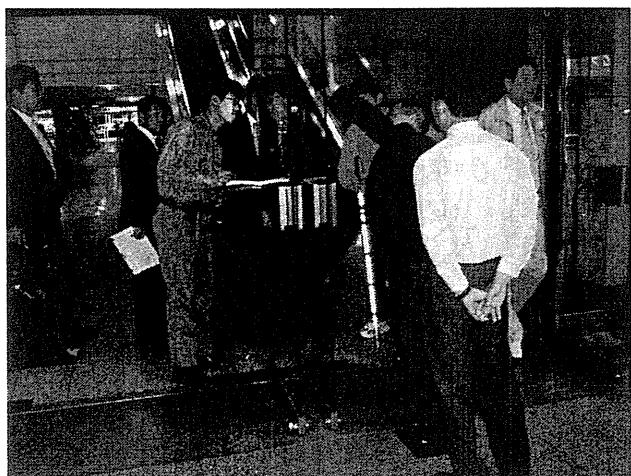
・京阪守口市駅（京都側）の
改札口部分の状況



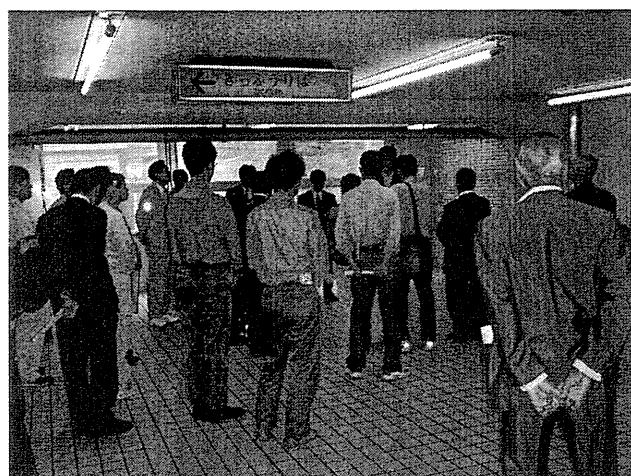
・京阪守口市駅2階（京都側）
の便所の状況



・京阪守口市駅ホーム（京都側）の状況



・京阪守口市駅（大阪側）の
守口ビル（北側）出入口扉
の状況



・京阪守口市駅（大阪側）の
改札口前での全体説明

現地調査

日 時：平成 15 年 10 月 7 日 火曜日 午後 2 時～午後 4 時 晴れ
参加者：京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員、京阪電気鉄道株式会社、守口市都市整備部道路公園整備課、守口市福祉部障害福祉課、守口市都市整備部街づくり課

A(国道 1 号)

- ・歩道橋はあっても意味がない。
- ・歩道橋の歩道部分の点字ブロックが途中で切れてなくなっている。
- ・点字ブロックの上に自転車が停めてあるため、歩けない。
- ・点字ブロックの位置が歩道橋に寄りすぎているため、歩道橋にぶつかる。
- ・放置自転車があるため、歩きにくい。
- ・歩道部分の縁石ブロックに段差があり、危険である。

B(守口 75 号線)

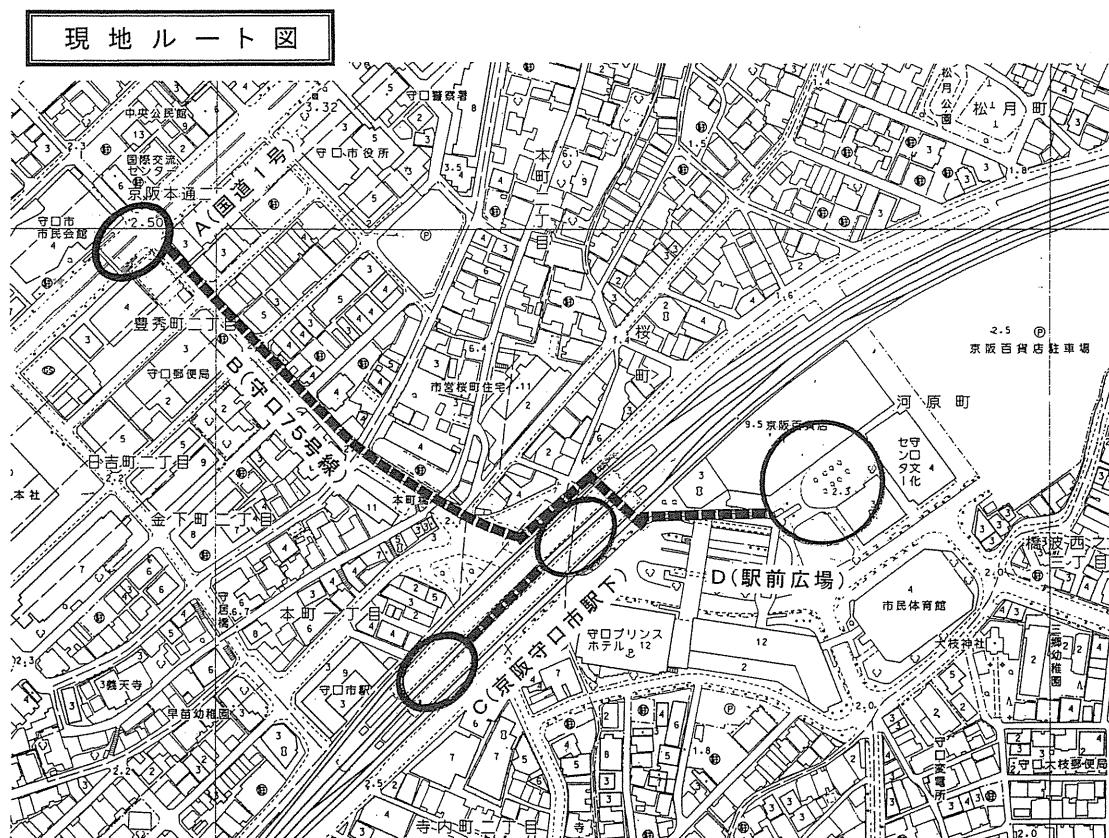
- ・歩道の勾配がきついところがある。
- ・電柱の地下埋設化をして欲しい。
- ・看板が歩道に出ており危険である。
- ・商品が歩道に出ており危険である。
- ・店舗入口に鉄板が敷いてあり、歩道部分に出ている。
- ・違法駐車があり危険である。
- ・防護柵の支柱に支障がある。
- ・防護柵の下にバーが無いところがある。
- ・歩道の表層部にデコボコがあるとことがあり、危険である。
- ・交差点部分には点字ブロックが必要である。

C(京阪守口市駅下)

- ・京阪守口市駅北側入口部分の車止めが狭く、車椅子が通れない。
- ・車椅子が通れる幅の確保やポールの形状等の工夫が必要である。

D(駅前広場)

- ・京阪バス乗り場のクリスタル橋の橋脚部分の植え込みを通ってテル・プラザ側に入っている形跡がある。
- ・京阪守口市駅2階入口部分のU F J銀行側の階段部分は危ないので、スロープにした方がよい。
- ・公衆トイレの利用者が少ない。
- ・タウンクルのバス乗り場部分の歩道切り下げが必要である。



(3)特定経路等における指摘事項

A(歩行路11号線)

- ・障害者ブロックの設置が必要である。
- ・松下記念病院玄関口へは階段となっており、スロープ等の改良が必要である。

B(市道守口187号線)

- ・歩道の幅員が狭い。

C(市道守口105号線)

- ・歩道の幅員が狭い。

D(桃町緑道)

- ・出入り口部分の車止めで、車椅子が通れない。

E(国道1号)

- ・歩道橋はあっても意味がない。
- ・歩道橋の歩道部分の点字ブロックが途中で切れてなくなっている。
- ・点字ブロックの上に自転車が停めてあるため、歩けない。
- ・点字ブロックの位置が歩道橋に寄りすぎているため、歩道橋にぶつかる。
- ・放置自転車があるため、歩きにくい。
- ・歩道部分の縁石ブロックに段差があり、危険である。

F(市道守口75号線)

- ・歩道の勾配がきついところがある。
- ・電柱の地下埋設化をして欲しい。
- ・看板が歩道に出ており危険である。
- ・商品が歩道に出ており危険である。

- ・店舗入口に鉄板が敷いてあり、歩道部分に出ている。
- ・違法駐車があり危険である。
- ・防護柵の支柱に支障がある。
- ・防護柵の下にバーが無いところがある。
- ・歩道の表層部にデコボコがあるところがあり、危険である。
- ・交差点部分には点字ブロックが必要である。

G(京阪守口市駅下)

- ・京阪守口市駅北側入口部分の車止めが狭く、車椅子が通れない。
- ・車椅子が通れる幅の確保やポールの形状等の工夫が必要である。
- ・エレベーターを設置してほしい。

H(京阪守口市駅構内)

- ・点字ブロックの誘導がない部分がある。
- ・ホームドアを設置してほしい。
- ・1～2階間についても、エレベーターを設置してほしい。
- ・ホームの先端部に立ち上がりを設けて、杖でわかるようにしてほしい。
- ・新時刻表の下部に立ち上がり等がないため、視覚障害者が杖で認識できず衝突する危険がある。
- ・多目的便所を狭くてもいいので、2箇所ぐらい設置してほしい。
- ・旅客便所に洋式便器を設置してほしい。
- ・下りのエスカレーターも設置してほしい。
- ・車椅子対応のエスカレーターにしてほしい。
- ・エスカレーターの昇降口に警告ブロックが設置されていない。
- ・車両の連結部の幌はいつ頃までに全列車に整備されるのか。
- ・西口1階の出入口のガラス扉は弱視者にとって認識しにくく、衝突の恐れがある。

I(駅前広場)

- ・京阪バス乗り場のクリスタル橋の橋脚部分の植え込みを通ってテル・プラザ側に入っている形跡がある。
- ・京阪守口市駅2階入口部分のUFJ銀行側の階段部分は危ないので、スロープにした方がよい。
- ・スロープを直線的にできないのか。
- ・点字ブロックがスロープの前で途切れている。
- ・公衆トイレの利用者が少ない。
- ・タウンクルのバス乗り場部分の歩道切り下げが必要である。

J(守口140号線)

- ・誘導ブロック等の設置が必要である。

K(守口138号線)

- ・歩道がない。

L(府道守口門真線)

- ・歩道がない。
- ・市道守口138号線との交差点部分に信号が必要である。

M(橋波21号線)

- ・誘導ブロック等の設置が必要である。

N(東西橋波1号線)

- ・誘導ブロック等の設置が必要である。

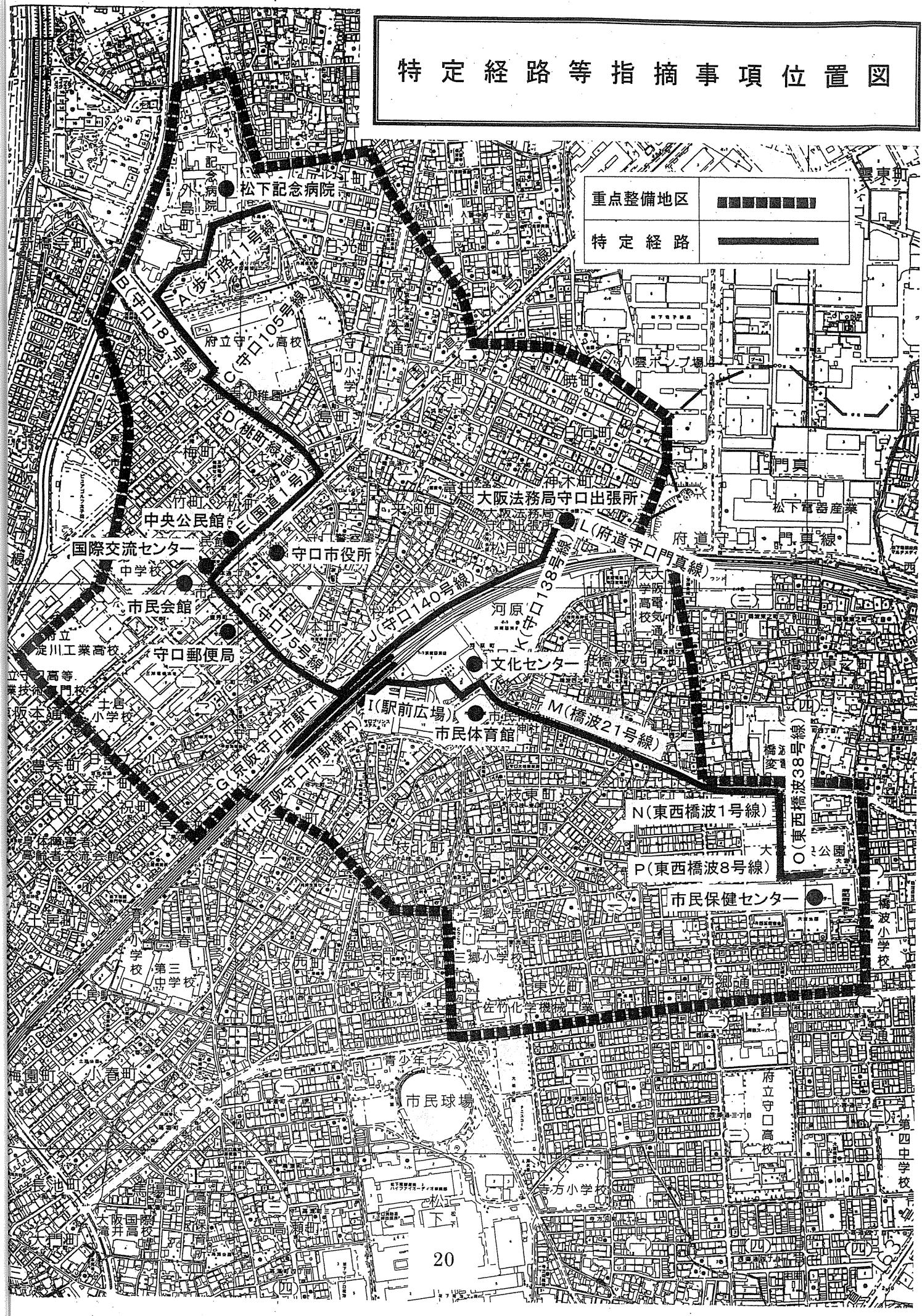
O(東西橋波38号線)

- ・歩道がない。

P(東西橋波8号線)

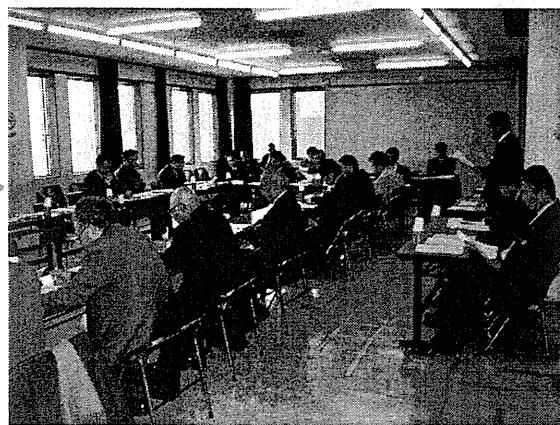
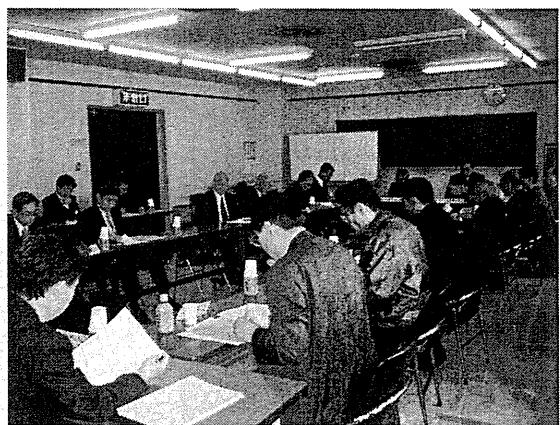
- ・特になし。

特定経路指摘事項位置図



(4)第3回基本構想策定協議会(平成16年1月27日)

会議状況



4. 法に基づく協議

法第6条第5項に定められている基本構想案の市町村への提出について

(1)公共交通事業者等

- ・ 提出依頼機関 京阪電気鉄道株式会社
提出年月日 平成15年11月21日
- ・ 提出依頼機関 京阪バス株式会社
提出年月日 平成15年11月19日
- ・ 提出依頼機関 大阪市交通局
提出年月日 平成15年11月25日

(2)道路管理者

- ・ 提出依頼機関 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
提出年月日 平成15年11月17日
- ・ 提出依頼機関 大阪府枚方土木事務所（府道管理者）
提出年月日 平成15年12月3日
- ・ 提出依頼機関 守口市道路管理者
提出年月日 平成15年11月21日

(3)都道府県公安委員会

- ・ 提出依頼機関 大阪府守口警察署（大阪府公安委員会）
提出年月日 平成15年11月20日

法第6条第4項に定められている関係する機関との協議について

(1)公共交通事業者等

- ・協議相手機関 京阪電気鉄道株式会社
協議成立年月日 平成15年12月26日
- ・協議相手機関 京阪バス株式会社
協議成立年月日 平成15年12月29日
- ・協議相手機関 大阪市交通局
協議成立年月日 平成15年12月19日

(2)道路管理者

- ・協議相手機関 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
協議成立年月日 平成16年1月9日
- ・協議相手機関 大阪府枚方土木事務所（府道管理者）
協議成立年月日 平成15年12月22日
- ・協議相手機関 守口市道路管理者
協議成立年月日 平成15年12月12日

(3)都道府県公安委員会

- ・協議相手機関 大阪府守口警察署（大阪府公安委員会）
協議成立年月日 平成15年12月16日

5. 関連資料

(1) 人口等の推移

	総 数 (人)	年齢構造別人口(人)		
		年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和 50年	178,383	49,028 (27.5%)	119,786 (67.2%)	9,305 (5.2%)
昭和 55年	165,630	41,178 (24.9%)	112,577 (68.0%)	11,460 (6.9%)
昭和 60年	159,400	32,203 (20.2%)	114,066 (71.6%)	13,029 (8.2%)
平成 2年	157,372	25,091 (15.9%)	116,499 (70.4%)	14,969 (9.5%)
平成 7年	157,306	22,554 (14.3%)	115,899 (73.7%)	18,346 (11.7%)
平成 12年	152,298	21,136 (13.9%)	107,589 (70.6%)	23,324 (15.3%)

(注)総数には、年齢関係不詳を含む。

出典：平成 12 年国勢調査

(2)電車等乗降客数

京阪電車守口市駅乗降人員(年間)

年 度	乗 車	降 車
平成 9 年度	10,282	10,254
平成 10 年度	10,633	10,125
平成 11 年度	10,293	9,801
平成 12 年度	9,767	9,217
平成 13 年度	9,562	9,025

単位：千人

備考：旅客実態調査による推定人員

資料：京阪電気鉄道株式会社

京阪バス京阪守口市停留所乗降人員(年間)

年 度	乗 車	降 車
平成 9 年度	824	749
平成 10 年度	808	737
平成 11 年度	781	714
平成 12 年度	704	557
平成 13 年度	666	526

単位：千人

資料：京阪バス株式会社

地下鉄谷町線守口駅乗降人員(1日平均)

年 次	乗 車	降 車
平成 9 年	8,202	8,512
平成 10 年	7,963	8,189
平成 11 年	7,704	7,923
平成 12 年	8,186	8,001
平成 13 年	7,322	7,949

単位：人

備考：平成 9 年については平成 8 年 2

月 15 日に実施した交通量調査による推計値である。平成 10 年については平成 10 年 11 月 10 日に実施した交通量調査の結果である。平成 11 年～13 年については、平成 10 年 11 月 10 日に実施した交通量調査による推計値である。

資料：大阪市交通局企画課

京阪電車各駅終日乗降人員計

駅名	順位	乗降計	駅名	順位	乗降計
淀屋橋	2	134,614人	御殿山	24	16,606人
北浜	11	40,001人	牧野	18	26,831人
天満橋	6	64,748人	樟葉	7	61,411人
京橋	1	198,239人	橋本	51	5,643人
野江	31	12,242人	八幡市	28	13,268人
関目	22	17,826人	淀	29	13,226人
森小路	26	14,205人	中書島	30	12,576人
千林	27	13,309人	伏見桃山	32	11,837人
滝井	34	10,688人	丹波橋	8	56,771人
土居	41	8,574人	墨染	40	8,837人
守口市	9	51,103人	藤森	23	17,487人
西三荘	19	25,291人	深草	33	11,380人
門真市	14	34,884人	伏見稻荷	44	6,977人
古川橋	17	28,978人	鳥羽街道	55	3,007人
大和田	15	30,387人	東福寺	36	10,490人
萱島	16	29,640人	七条	25	15,725人
寝屋川市	4	76,921人	五条	42	7,722人
香里園	5	64,781人	四条	10	50,136人
光善寺	20	23,502人	三条	13	36,479人
枚方公園	21	20,401人	丸太町	39	9,479人
枚方市	3	86,647人	出町柳	12	38,058人
京阪本線計			1,410,118人		

(注)京阪本線計は鴨東線(丸太町、出町柳)を含む。

京阪線旅客実態調査(平成14年12月10日)

(3)障害者人口

守口市身体障害者手帳所持者数

	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度		
級別	児 者	計										
1級	54	978	1,032	57	1,085	1,142	61	1,165	1,226	63	1,300	1,363
2級	22	708	730	26	785	811	28	841	869	29	897	926
3級	21	662	683	24	746	770	26	805	831	30	868	898
4級	7	922	929	9	1,069	1,078	10	1,149	1,159	14	1,218	1,232
5級	4	298	302	4	332	336	4	357	361	5	376	381
6級	4	269	273	5	303	308	5	326	331	5	347	352
計	112	3,837	3,949	125	4,320	4,445	134	4,643	4,777	146	5,006	5,152

(注)人数は年度末現在／児：18歳未満／者：18歳以上

障害種別人数

種別	視覚		聴覚		言音 語声		肢體		内部		合計		
年度	児 者	者	児 者	者	児 者	者	児 者	者	児 者	者	児 者	計	
11	7	404	15	295	2	83	59	2,215	29	840	112	3,837	3,949
12	9	434	18	334	3	88	63	2,501	32	963	125	4,320	4,445
13	7	445	20	357	3	91	68	2,672	36	1,078	134	4,643	4,777
14	8	473	22	382	3	91	72	2,887	41	1,173	146	5,006	5,152

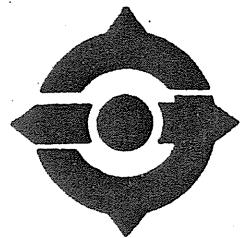
(注)人数は年度末現在／児：18歳未満／者：18歳以上

(4)公共公益施設の概要等

施設名	利用者	主な施設・業務等
守口市役所 (市民課)	88,260人/年 (平成14年度)	転入届・婚姻届、出生届等の受付、住民票・印鑑登録証明書等の交付
市民会館 (さつきホール)	238,780人/年 (平成14年度)	大ホール(定員1,008人)、多目的ルーム(定員63人)、大会議室
国際交流センター	25,641人/年 (平成14年度)	ボランティアルーム、インフォメーションルーム、会議室、和室
市民体育館	148,679人/年 (平成14年度)	大体育室(バレー場3面)、小体育室(バレー場1面)
守口市現代南画美術館	5,018人/年 (平成14年度)	ロビー、ホール、展示室、準備室、事務室、資料室、倉庫
文化センター	214,822人/年 (平成14年度)	エナジーホール、工芸室、楽屋、ギャラリー、図書室、音楽室
中央公民館	129,471人/年 (平成14年度)	図書室、和室、多目的室、会議室、視聴覚室、大ホール
市民保健センター	約10万人/年 (平成14年度)	市民総合健康診査、母子・市民一般健康相談、休日応急診療所(内科、小児科、歯科)、育児相談
松下記念病院	275,818人/年 (平成14年度)	内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、放射線科、産婦人科
守口郵便局	700~800人/日 (平成14年度)	
大阪法務局 守口出張所	162,625件 (平成14年閲覧件数)	
守口社会保険事務所	5,000人/月 (平成14年)	

市 章

制定 昭和26年11月1日



この市章は、守口市の「守口」の二字を図案化したもので、市制施行5周年を記念して広く市民から募集し、その中から選んで市章としたものです。

京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想
平成16年3月

編集／発行	守口市都市整備部街づくり課
住 所	守口市京阪本通2丁目2番5号
電 話	06-6992-1221 内線 481~483